

蔵王国定公園における情報発信の多言語化によるPR業務委託に係る質問への回答

整理 番号	質問日	質問事項	質問内容	回答
1	R8. 8. 3	7 留意事項 (2)	当事業で作成する多言語の解説文等については、「HOW TO 多言語解説文整備」等の観光庁及び環境省が作成する最新の作成指針等に準拠するとともに、作成・監修にあたっては、観光庁が推薦する人材を活用することとご提示いただいておりますが、業務内容のAR動画の解説、およびマナー啓発動画のナレーションの双方とも、上記条件のもと作成するという認識でよろしいでしょうか。 また、解説文の監修および英語、繁体字への翻訳も同様に、上記の条件のもとで遂行するという認識でよろしいでしょうか。	AR 動画の解説及びマナー啓発動画のナレーションともに、留意事項(2)に記載した通り「HOW TO 多言語解説文整備」等の観光庁及び環境省が作成する最新の作成指針等に準拠するとともに、作成・監修にあたっては、観光庁が推薦する人材を活用する必要があります。 英語及び繁体字の解説文等について上記に従い、観光庁が推薦する人材を活用してください。